

令和6年関川村議会5月（第4回）臨時会議会議録（第1号）

○議事日程

令和6年5月17日（金曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 報告第 1号 令和5年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について
 - 第 4 報告第 2号 令和5年度関川村一般会計事故繰越しの繰越額の報告について
 - 第 5 報告第 3号 関川村国民保護計画の変更について
 - 第 6 報告第 4号 専決処分の報告について（関川村税条例の一部を改正する条例）
 - 第 7 報告第 5号 専決処分の報告について（関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
 - 第 8 報告第 6号 専決処分の報告について（令和5年度関川村一般会計補正予算（第11号））
 - 第 9 報告第 7号 専決処分の報告について（令和5年度関川村有温泉特別会計補正予算（第3号））
 - 第10 報告第 8号 専決処分の報告について（令和6年度関川村一般会計補正予算（第1号））
 - 第11 報告第 9号 専決処分の報告について（令和6年度関川村有温泉特別会計補正予算（第1号））
 - 第12 議案第43号 令和6年度関川村一般会計補正予算（第2号）
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 報告第 1号 令和5年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について
- 第 4 報告第 2号 令和5年度関川村一般会計事故繰越しの繰越額の報告について
- 第 5 報告第 3号 関川村国民保護計画の変更について
- 第 6 報告第 4号 専決処分の報告について（関川村税条例の一部を改正する条例）
- 第 7 報告第 5号 専決処分の報告について（関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 第 8 報告第 6号 専決処分の報告について（令和5年度関川村一般会計補正予算（第11号））

- 第 9 報告第 7 号 専決処分の報告について（令和 5 年度関川村有温泉特別会計補正予算（第 3 号））
- 第 10 報告第 8 号 専決処分の報告について（令和 6 年度関川村一般会計補正予算（第 1 号））
- 第 11 報告第 9 号 専決処分の報告について（令和 6 年度関川村有温泉特別会計補正予算（第 1 号））
- 第 12 議案第 43 号 令和 6 年度関川村一般会計補正予算（第 2 号）

○出席議員（10 名）

1 番	小 澤 仁 君	2 番	加 藤 つや子 君
3 番	川 崎 哲 也 君	4 番	近 敬 志 君
5 番	近 壽 太 郎 君	6 番	加 藤 和 泰 君
7 番	高 橋 正 之 君	8 番	菅 原 修 君
9 番	平 田 広 君	10 番	鈴 木 紀 夫 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 121 条の規定により出席した者

村 長	加 藤 弘 君
教 育 長	津 野 庄 一 郎 君
政策監兼総務課長	野 本 誠 君
地域政策課長	米 野 哲 弘 君
住民税務課長	田 村 清 洋 君
健康福祉課長	渡 邊 浩 一 君
農 林 課 長	渡 邊 隆 久 君
建 設 課 長	富 樫 吉 栄 君
教 育 課 長	熊 谷 吉 則 君

○事務局職員出席者

議会事務局長	河 内 信 幸
議会事務局主任	星 拓 也

午前１０時００分 開 会

○議長（小澤 仁君） ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより令和6年関川村議会5月（第4回）臨時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によりしくご協力をお願いします。

例規集等の閲覧のため、議員及び執行部の皆さんにのみ、議場におけるタブレット端末等の使用を許可します。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（小澤 仁君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、加藤つや子さん、3番、川崎哲也さんを指名します。

日程第2、諸般の報告

○議長（小澤 仁君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和6年2月及び3月の例月出納検査の結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ご覧ください。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第3、報告第1号 令和5年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告について

○議長（小澤 仁君） 日程第3、報告第1号 令和5年度関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 本日は臨時議会をお願いいたしましたところ、議員の皆様におかれましてはお忙しい中ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

最初にお諮りいたします報告第1号は、令和5年度の関川村一般会計繰越明許費に係る繰越額の報告についてでございます。

これは、令和5年度予算のうち令和6年度に繰り越して執行するものについて、地方自治法の規定によりまして報告するものでございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第4、報告第2号 令和5年度関川村一般会計事故繰越しの繰越額の報告について

○議長(小澤 仁君) 日程第4、報告第2号 令和5年度関川村一般会計事故繰越しの繰越額の報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長(加藤 弘君) 報告第2号は、令和5年度関川村一般会計事故繰越しの繰越額の報告についてでございます。

これは、令和4年8月の豪雨災害の復旧に関し、令和6年度に繰り越して執行する事業を、地方自治法の規定に基づいて報告するものでございます。

詳しくは、政策監に説明をさせます。

○議長(小澤 仁君) 野本政策監。

○政策監兼総務課長(野本 誠君) それでは説明させていただきます。

繰越計算書をご覧いただきたいと思います。

3つございまして、上からですけれども、農林水産業施設災害復旧費でございます。これは、農地、農業用施設の関係でございまして、工事の件数としては9つございます。鍬江沢、深沢、桂、玉郷立の地区でございます。

次の段が林道でございまして、工事の件数は5件ということです。

それから、一番下が公共土木でございまして、河川が3件、村道が2件ということでございます。

繰越しの額につきましてはご覧の表のとおりでございまして、単位は円単位で表示をしてございます。

説明は以上でございます。

○議長(小澤 仁君) これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小澤 仁君) 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第5、報告第3号 関川村国民保護計画の変更について

○議長（小澤 仁君） 日程第5、報告第3号 関川村国民保護計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第3号は、関川村国民保護計画の変更についてでございます。

これは、国の国民保護法に基づき作成している関川村国民保護計画の一部を変更しましたので、公表するに当たり議会に報告するものでございます。

詳細につきまして、政策監に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 野本政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） それでは説明させていただきます。

別に配付をさせていただきました資料をご覧いただきたいと思います。これに基づいて説明をさせていただきます。

3つ大きくございますけれども、1つ目、関川村国民保護計画とはということでございます。武力攻撃や大規模なテロなどがあつた際に、村が国、県、他の関係機関等と連携して、住民の避難や救援措置を行うことができるよう定めておくというものでございます。これは、平成16年9月の国民保護法の施行に伴いまして、平成19年に村では策定をしてございます。これをこのたび改定するというものになります。

2つ目として、変更手続の関係でございますが、国が策定します国民の保護に関する基本方針、そして新潟県が策定いたします国民保護計画、これらの変更などを踏まえまして村の計画を変更するというものでございます。変更につきましては、関川村国民保護協議会というものがございまして、書面会議で既に可決、承認を得ております。その後、県知事協議を行いまして、このたび村議会に報告をし、そして公表するという流れとなります。

3番目として、主な変更内容です。3つ大きくございまして、国の基本方針、それから新潟県の計画、この変更に伴った反映ということでございます。それから2つ目が村の組織改編に伴う変更、そして3つ目としてデータ等の修正ということになってございます。

説明は以上でございます。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。2番、加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 2番、加藤つや子です。

1点お聞かせください。関川村国民保護協議会という協議会があるようでございますが、私、初めてお聞きしましたので、この構成メンバー等についてお聞かせ願えればと思います。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） お答えいたします。

協議会ですけれども、会長は村長となっておりまして、委員といたしましては、自衛隊、あとは国の国土交通省の羽越河川国道事務所、飯豊山系砂防事務所、それから新潟県、それから警察、消防などの構成でございます。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。3番、川崎哲也さん。

○3番（川崎哲也君） 3番、川崎です。

すみません。今回の国民保護計画の変更について、村議会に報告した後公表するとなっておりますが、村ではこの保護計画自体は平成19年に策定したようなんですけれども、そのときは公表はされているのでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） 当時も公表をしてございます。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第6、報告第4号 専決処分の報告について（関川村税条例の一部を改正する条例）

○議長（小澤 仁君） 日程第6、報告第4号 専決処分の報告について（関川村税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第4号は、関川村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告でございます。

この改正は、地方税法等の一部改正に伴い村の条例を改正するものでございます。地方自治法第180条第1項の規定によりまして専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりご報告いたします。

詳細につきまして、住民税務課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 住民税務課長。

○住民税務課長（田村清洋君） それでは、報告第4号、関川村税条例の一部を改正する条例につきまして説明申し上げます。

今回の改正につきましては、地方税法の一部を改正する法律が令和6年2月21日と3月30日に公布され、それぞれ2月21日、4月1日から施行されたため、今回条例を改正したものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

1 ページにございます改正につきましては、能登半島の地震の被害を受けまして、地方税法において新たな条文が付け加えられました。そのことによりまして参照条文にずれが生じたので、それを正したという形の改正でございます。

次に、2 ページ目をご覧ください。

2 ページ目、第39条、第59条、第126条の3につきましては、村民税や固定資産税などの減免を受ける場合、証明書などの提出が必要となるんですが、それを村長の職権をもって免除することができるというこの規定を追加したものでございます。これは、被災者など証明するのが難しい、煩雑になるというところを踏まえて、村長が認める場合、免除することができるという規定を付け加えたというところでございます。

次に、附則の第6条の5から13ページの附則第7条までが一つ、さらに22ページの附則第15条の3から25ページの附則第18条の3の3までにつきまして、特別税額控除の実施、いわゆる定額減税と言われているものでございますが、その実施を受けまして、条例の追加や一部読替規定などを付け加えましてその実施に当たるということによる改正でございます。

では次、ページを戻していただきまして、14ページをお願いいたします。

14ページの附則第9条の3につきましては、長期優良住宅の固定資産税の減免について、本来、申告書の提出がなされなければいけないんですけども、それが一定の条件を満たしている場合であれば、申告書を出さなくても適用することができるという条文を追加したものでございます。

また、この第3項の追加に伴いまして以下の項がずれてきておりますので、それを修正したものでございます。

そして、次のページをはぐっていただきまして、第10条をご覧ください。

附則の第10条、同じく11条、11条の2、12条、14条につきましては、このほど固定資産の評価替えが行われたことを受けまして、課税標準の調整措置が今まで行われていたわけなんですけれども、それを延長して行っていくということが改正されましたので、それを受けての年度の延長という形で改正するものでございます。

これらを踏まえまして、所要の文言の整備をいたしたところでございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。

3 ページの改正後の部分で、上から6行目くらいのところに、取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認めた場合は、

この限りでないといえますけれども、これは該当以外で認めることというのはあるんですか。それ以外の何か項目で。該当しなくても、村長がこれを認めればできるということですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。住民税務課長。

○住民税務課長（田村清洋君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

全てこの要綱、規定のところに該当する場合、明らかである場合、証明書を提出しなくても村長が認めればそれを認めるということでございますので、違うことを認定するというところではないというところです。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 該当した場合、当事者が申請せずともそういった許可というんでしょうかね、減免になるわけですが、これは誰が調べるんですか。本人が申請しなくても、誰か調査するということですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。住民税務課長。

○住民税務課長（田村清洋君） 誰がというところは規定はされてございませんが、担当する我々のところが調査し、また村長と話をし、協議の上適用するという形になるかと思います。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第7、報告第5号 専決処分の報告について（関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（小澤 仁君） 日程第7、報告第5号 専決処分の報告について（関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第5号は、関川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分報告でございます。

この改正は、地方税法等の一部改正に伴い、村の条例を改正するものでございます。地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

詳細につきまして、住民税務課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 住民税務課長。

○住民税務課長（田村清洋君） それでは、報告第5号、関川村国民健康保険税条例の一部を改正す

る条例につきましてご説明申し上げます。

今回の改正は、地方税法の一部を改正する法律が3月30日に公布され、4月1日から施行されるものを受けて、村の国民健康保険税条例を改正したものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

第3条の3項につきましては、後期高齢者支援金等の課税限度額の上限を22万円から24万円に引き上げる改正でございます。また、これに伴いまして、11条の第1項のところにも規定がございまして、それが22万円から24万円に上がるというものでございます。

この改正は、比較的高所得層の方々に負担を求める形にはなるんですけれども、その分、税収の確保が担保されることによりまして、保険料の設定などがしやすくなるというところで合意規定を設けているところでございます。

また、11条のところにつきまして、第2号と第3号につきましても変更がございまして。これは、所得額に応じて被保険者の均等割と世帯別平等割を減額するという制度がございまして。その適用要件を引き上げることによって、該当する方々を多くしようという改正でございます。

具体的には、2号につきまして、5割軽減の該当を29万円から29万5,000円に上限を引き上げる。3号につきましては、2割軽減の該当要件を53万5,000円から54万5,000円に引き上げるものでございます。これによりまして、低所得者が恩恵を受ける形になるというところでございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第8、報告第6号 専決処分の報告について（令和5年度関川村一般会計補正予算（第11号））

○議長（小澤 仁君） 日程第8、報告第6号 専決処分の報告について（令和5年度関川村一般会計補正予算（第11号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第6号は、令和5年度関川村一般会計補正予算（第11号）の専決処分報告でございます。

これは、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

具体的な内容につきまして、政策監に説明をさせます。

○議長（小澤 仁君） 野本政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） それでは説明をさせていただきます。

一般会計補正予算（第11号）でございます。6,700万円を増額いたしまして、予算総額63億6,680万円とするというものでございます。令和6年3月29日の専決でございます。

8ページをお開き願います。

このたびの補正は、決算を迎えるに当たりまして、令和5年度最後の補正でございます。事業費あるいは財源の確定、そして実績に基づいて補正を行うというものでございます。

主なものを説明させていただきます。

13ページをお開き願います。

歳入の10款地方交付税でございます。2億7,089万2,000円、これを増額するというものでございます。大きな額を補正するわけですが、この理由が幾つかございます。

まず一つは、令和5年度の当初予算におきましては、予算割れがしないように堅く見積もっていたというのがあります。それから、経済対策で2,000万円ほど上乘せされたというのがございます。そして、臨時財政対策債、この償還金の分は交付税措置されますが、令和6年と令和7年に本来入るものが、今回前倒しで交付されたというものが1,300万円ほどございます。そして最後に、災害復旧の関係で、一般財源分、これを特別交付税で見てくれということを要望活動を展開してまいりましたが、これがほぼ満額入りまして、それで大きな額の補正ということになりました。

よって、交付税が当初予算より多く計上できましたので、この分、この後説明いたしますが、積立てをしたり、あるいは基金繰入れを減額したりというような財源調整をさせていただいております。

18ページをお願いいたします。

17款の寄附金でございますが、ふるさと応援指定寄附金4,499万9,000円。これについては実績に基づく金額でございます。令和5年度の実績でございます。

それから次のページ、19ページですけれども、18款繰入金、基金繰入金です。財政調整基金繰入金、減額の1億1,663万9,000円ということです。

財調の基金につきましては、当初予算から何度か補正させていただきまして、最終的にこの補正を含めると5,600万円の取崩しの予算ということに現在なっております。なお、実際に決算するときには繰越財源等に余裕があれば、これの分も全額取り崩すことなく終えられればいいかなという考えであります。

続いて、22ページをお願いいたします。

22ページから歳出でございますが、真ん中ら辺に積立金とございます。村債管理基金の積立てで8,872万6,000円でございます。これの内訳でございますけれども、内容といたしましては、先ほど交

付税のところでご説明をした臨時財政対策債、その償還金の前倒し分1,300万円ほど、これをまず積み立てておくということです。それから、今後の災害復旧の起債償還が始まるわけですが、それに備えての7,500万円ほどを積み立てておくというものでございます。

それから、23ページをお願いいたします。

むらづくり総合対策基金も5,000万円ほど積み立てるということでございます。ふるさと応援基金につきましては、いただいた分を一旦全額積み立てるということにしております。

そして、27ページをお願いいたします。

27ページの一番上ですけれども、環境衛生施設整備基金積立金5,000万円。これは、村上市のごみ焼却炉、昔の焼却炉ですが、その解体事業が始まります。それに事業負担分ということでの積立てでございます。

説明は以上でございます。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。7番、高橋正之さん。

○7番（高橋正之君） 7番、高橋です。

今の補正予算、第6号から第43号まで補正予算なんですけど、専決をしなければならない……

○議長（小澤 仁君） 高橋さん、ここの専決は通常の専決です。いや、高橋さん、この専決は通常の専決ですので、専決しなければならないです。いいですか、高橋さん。（「はい」の声あり）

そのほか質疑ありませんか。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。

27ページの、村上の焼却炉の解体費用に使うというような説明がありましたが、これはもう今後これ以上また増えないというようなことで、この金額だけで、5,000万円で済むものなのかどうか。

また、今後負担割合が変わってきて、また支出が出てくるというような可能性はあるんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） ごみの解体の関係でございますが、今、村上市から提示されているのは、全体では約9億円ぐらいの設計額があるということでございまして、このうち村が負担するのが1億2,000万円ほどということで、何年度かに分けて負担することになります。現在も環境基金がございしますが、これでは足りないので、5,000万円上積みをしておきたいという趣旨でございます。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第9、報告第7号 専決処分の報告について（令和5年度関川村有温泉特別会計補正予算（第3号））

○議長（小澤 仁君） 日程第9、報告第7号 専決処分の報告について（令和5年度関川村有温泉特別会計補正予算（第3号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第7号は、令和5年度関川村有温泉特別会計補正予算（第3号）の専決処分報告でございます。

これは、地方自治法第180条第1項の規定によりまして専決処分を行いまして、同条第2項の規定により報告するものでございます。

本専決処分の根拠につきましては、先ほどの議案と同様に、平成29年3月の議会告示第1号によりまして、会計年度末における地方交付税等の一般財源、国庫支出金等の特定財源、基金繰越金、基金積立金の増減に関する歳入歳出予算を補正することにつきまして、村長専決事項とされておりますので専決するものでございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。村長。

○村長（加藤 弘君） 詳細につきまして、地域政策課長に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 報告7、専決第2号、令和5年度関川村有温泉特別会計補正予算（第3号）について説明させていただきます。

701ページをご覧ください。（「課長、着席で」の声あり）

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ160万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ680万円とするものです。

まず、歳出から説明します。

705ページをご覧ください。

施設費の温泉施設管理費につきまして、需用費、備品購入費、負担金補助及び交付金について不用額を減額しております。また、公債費の利子につきまして、予算不足により増額したものです。

次に、704ページをご覧ください。

歳入については、一般会計繰入金160万円を減額補正したものでございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第10、報告第8号 専決処分の報告について（令和6年度関川村一般会計補正予算（第1号））

日程第11、報告第9号 専決処分の報告について（令和6年度関川村有温泉特別会計補正予算（第1号））

○議長（小澤 仁君） 日程第10、報告第8号 専決処分の報告について（令和6年度関川村一般会計補正予算（第1号））及び日程第11、報告第9号 専決処分の報告について（令和6年度関川村有温泉特別会計補正予算（第1号））を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 報告第8号、報告第9号は、令和6年度関川村一般会計補正予算（第1号）並びに令和6年度関川村有温泉特別会計補正予算（第1号）の専決処分報告でございます。

これらは、温泉貯湯槽の破損があり、取り急いでの対応が必要となったため補正予算を編成したものでございます。地方自治法第180条第1項の規定により専決をしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

詳細につきまして、政策監に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 野本政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） それでは説明をさせていただきます。

まず、報告第9号のほうからお願いしたいと思います。

こちらのほうが、令和6年度の村有温泉特別会計の補正でございます。600万円を増額いたしまして、予算総額980万円とするというものでございます。専決の日付は令和6年4月30日付でございます。

705ページ、一番最後のページをご覧いただきたいと思います。

工事請負費で600万円、村長説明いたしましたけれども、貯湯槽が壊れまして取り替えする工事でございます。

その財源といたしましては、その前のページ、歳入ですけれども、一般会計の繰入金600万円というところでございます。

続いて、報告第8号でございますが、こちらのほうが一般会計の補正予算（第1号）でございま

す。600万円を増額いたしまして、予算総額59億800万円とするというものでございます。専決の日付は令和6年4月30日付でございます。

9ページ目、一番最後のページでございますが、村有温泉特別会計の繰出金600万円でございます。

そして、その前のページで、財源といたしましては、前年度からの繰越金の額がまだ確定しておりませんので、財源措置としては財政調整基金を繰り入れるという予算組みをしてございます。

説明は以上でございます。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑は報告第8号と報告第9号を一括で行います。質疑はありませんか。9番、平田さん。

○9番（平田 広君） 9番の平田です。

今の部分は、ゆうあいと湯蔵川の間にある、コンクリの部分が出ていますけれども、その関係ですか。その破損の理由というのは何なのでしょう。お願いします。

○議長（小澤 仁君） 平田さん、一問一答でお願いしていいですか。まず、場所の特定でよろしいですか。（「はい」の声あり）

答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今ほどの質問についてですが、場所についてはゆうあいの脇にあるものになります。あそこの湯沢貯湯槽3号湯と言われるものになります。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。平田さん。

○9番（平田 広君） はい。破損の理由をお願いします。

○議長（小澤 仁君） 地域政策課長。着座でいいです。

○地域政策課長（米野哲弘君） これは業者の見解を伺ったところ、あまり通常故障しにくいものらしいんです。ただ、今回突発的に、FRPと言われる繊維強化プラスチック製の本体になるんですけれども、突発的にひびが入って、4月12日にお湯の流出というのを確認したんですけれども、内部の水圧によってそこからゆがみが大きくなってお湯が流出したものと今考えています。ただ、具体的な詳細なところにつきましては、現在、業者とメーカーのほうで詳細を確認中ということです。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。5番、近 壽太郎さん。

○5番（近 壽太郎君） 5番、近です。

緊急性を要するということで専決になったと思うんですけれども、通年議会を通じて専決をなくそうということも一つの理由としてあると思うんですけれども、今回そういう臨時議会を開く余裕

がない、そういう緊急性を要したものだっただけでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今ほどの質問についてお答えします。

まず先に経緯についてからご報告させていただきますが、4月12日にゆうあいの職員のほうから、貯湯槽からお湯が流出しているという報告のほうを受けました。その後、役場の担当と業者と一緒に現地のほうを確認しまして、4月19日にメーカーの見解を伺いました。メーカーの見解では、貯湯槽の再利用は難しく、貯湯槽全ての入れ替えが必要であるということでした。

当初は、本日の臨時議会での補正予算を想定しておったんですが、その後も現地確認を続けていく中で、貯湯槽本体のゆがみが大きくなっていること、またお湯の流出量も増えているということで、いつお湯の供給が止まるか分からない緊急的な状況であったために、早急な復旧が必要であると判断しまして、村長専決処分事項の指定にあります災害及び突発的な事象により応急に必要となる歳入歳出予算の補正をすることに照らし合わせて、このたび専決処分をさせていただきました。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。9番、平田さん。

○9番（平田 広君） 今の質問の中で、コンクリートの部分も取り壊すと、揚水管だけじゃなくて、上にあるコンクリのほうも取り壊すという格好になるんですか。それを何年かでも生かして対応できないということなのかな。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 今回、あくまで取替えというのは本体のほう、完全な全部の取替え工事と、あとそれから配管の工事になります。

以上です。

○議長（小澤 仁君） いいですか、平田さん。

そのほか。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。

緊急性があったということでしたが、4月の19日にメーカーの見解ということでこれはもう取り替えなければいけないということで、専決自体が30日にされていますが、9日間の期間がありましたが、これも緊急性が高いというようなことでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 過去に同様の事案がなく、業者さんからの見積書を取ったんですが、それを待っての補正予算となったために4月30日での専決となりました。

以上です。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

そのほか質疑よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

これで報告を終わります。

日程第12、議案第43号 令和6年度関川村一般会計補正予算（第2号）

○議長（小澤 仁君） 日程第12、議案第43号 令和6年度関川村一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（加藤 弘君） 議案第43号は、令和6年度関川村一般会計補正予算（第2号）でございます。

これは、道の駅周辺整備の一環として整備していくための、渡邊邸裏門後ろの土地購入費や整地工事費他、今後の経費を補填するものでございます。詳細につきまして、政策監に説明させます。

○議長（小澤 仁君） 野本政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） それでは説明させていただきます。

令和6年度関川村一般会計補正予算（第2号）でございます。

第1条では、歳入歳出予算の補正です。4,530万円を追加し、予算総額59億5,330万円とする。

第2条、地方債の補正でございます。

10ページをお開き願います。

歳出からでございます。

2款総務費1項総務管理費です。防災無線実施設計業務委託料で450万円。このたび行いました基本設計が終わりましたので、実施設計に入ることでの予算措置でございます。

4款衛生費1項保健衛生費でございます。妊産婦健康診査費補助金30万円。県外の医療機関で妊産婦健診を受けた際の費用助成であります。

11ページです。

6款商工労働費1項商工観光費です。道の駅周辺整備事業費ということで予算計上してございます。

16節では、土地購入費で1,000万円です。この場所ですけれども、渡邊邸の裏門がございます。その後ろ、歴史館の前ということになりますが、この一角の土地を購入したいということでございます。所有者は財団法人渡辺家保存会でございまして、面積は1,113平米ほどございます。芝生広場、遊具からよく見える場所でありまして、渡邊邸と道の駅を結ぶ重要な空間といいましょうか、エリアということになります。ここを村が所有をし、管理をしたいということでありまして、景観に配

慮をしながら、文化財の隣接している道の駅ということでさらに魅力を高めていきたいという考えでございます。

あわせて、委託料で、立ち木の伐採の委託料で200万円。

それから、結構荒れている土地でございまして、整地したいということで整地工事費を盛り込んでございます。工事請負費にはもう一つあって、にゃ〜むスロープ設置工事でございます。にゃ〜むと遊具の間に段差がございまして、今も行ったり来たりはできるんですが、そこを往来しやすいようにスロープを設置したいというものでございます。それで、工事費としては合わせて400万円ということでございます。

そして、7款土木費、道路橋りょう費でございます。上野新若山線道路補修工事1,500万円。村道の陥没がございました、その補修でございます。

9款教育費4項社会教育費です。発掘調査等委託料で950万円。埋蔵文化財があると思われる土地を利用する場合には、村が調査をするということになってございます。それで、この土地は上野新地内でございまして、金沢遺跡と言われているところでございます。その土地の所有者が利用するというので、村が確認の調査をするというための予算であります。なお、財源措置といたしましては、80%が特別交付税の措置ということになります。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

18款繰入金、基金繰入金です。繰越財源がまだ未確定のために、財源といたしましては財政調整基金の繰入れといたしました。1,080万円です。

21款は村債です。防災無線の実施設計分として450万円、それから道の駅の整備で1,500万円、道路橋りょう整備事業で1,500万円、それぞれ計上いたしました。

8ページをお願いいたします。

第2表、地方債の補正でございます。今ほどご説明をした村債の関係でございます。総務管理債、商工観光債、道路橋りょう債、それぞれ必要な限度額を増やさせてもらったという補正でございます。

説明は以上です。

○議長（小澤 仁君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 10番、鈴木です。

10ページ目、1つずつお願いします。安心安全対策費、防災無線実施設計業務委託料450万円、これはタブレットに替えていくという予定であったと思うんですけれども、それに対する設計委託料なんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） そのとおりでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 11ページ、施設整備費、渡邊邸の裏、土地を購入するということですから、113平米、（「1,113平米ですね」の声あり）1,113平米、その土地自体には何か文化的な価値だとか、造成したりしても大丈夫なような土地なんではないでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。政策監。

○政策監兼総務課長（野本 誠君） その土地は、文化財指定はされていない一般の土地でございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 渡邊邸のその土地は、今後こういった形で活用されていく予定でしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 先ほど政策監のほうからも説明がありましたけれども、まずは今、大型遊具ができて、来場者も増えているところであります。道の駅、芝生側から渡邊邸もよく見える角度というか、よく見えるんですけども、そこが今まだちょっと荒れている状態ですので、まずはそこを購入して、まず何本か木のほうもちょっと伐採しまして、まず整地をして、まずそこをきれいにしようというのが今の村の考えでございます。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） 道の駅から渡邊邸を見学する際だとか非常に遠回りになるので、裏から入って見学できるような、何か人の流れというんでしょうかね、そういった計画はないんでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） 裏門がありますので、道の駅からの来場者の利便性を考えれば、裏門から入れるということも魅力の一つになると思いますし、利便性も向上されると思いますので、そういった使い方というか、一つの選択肢として今後検討していきたいと思います。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） では12ページ、埋蔵文化財の可能性があり、というような地域ということで、発掘調査をされる、これ村内の建設業者が取得した土地、でよろしいでしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 今ほどの鈴木議員のご質問にお答えします。

そのとおりでございます。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。10番、鈴木さん。

○10番（鈴木紀夫君） これの950万円、期間はどのくらいかかって調査が入る予定でしょうか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。教育課長。

○教育課長（熊谷吉則君） 20日間を予定しております。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。9番、平田 広さん。

○9番（平田 広君） 9番の平田です。

11ページですけれども、渡邊邸裏の整備事業で400万円、工事費が上がっていますけれども、今回のこの400万円でどこまで予定しているのか。例えば、造成して土で終わるよと、あるいは砂利まで敷く、あるいは舗装のところまで行くというような、どの辺まで予定しているのか教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めますが、大丈夫ですか、これ。地域政策課長。

○地域政策課長（米野哲弘君） まず購入した土地につきましては、今、あそこは結構段差というか、結構高さもばらばらになっておりますので、あそこ全面ではないんですけれども、ほぼ、ちょっと端のほうは手は加えませんが、整地、平たんにする方向で今予定しております、まだ砂利を敷くとか舗装するとかということまでは考えておりません。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。9番、平田さん。

平田さん、発言ボタンをもう一回押してもらっていいですか。

○9番（平田 広君） では、もう一件お願いします。

同じ11ページですけれども、下のほう、土木費、道路橋りょうの関係ですか、その関係で、上野新若山線道路補修工事1,500万円が上がっていますけれども、補修にしてはちょっと金額が1,500万円と大きいんですけれども、内容的にはどういう内容なのか教えてください。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。建設課長。

○建設課長（富樫吉栄君） ただいまのご質問にお答えします。

内容的には、陥没の起きた箇所が下に鋼製のコルゲートが入っている場所で、1,200のコルゲートが入っている箇所で、それを取り替えなければいけないということで少し大きな工事費になっております。

以上です。

○議長（小澤 仁君） 答弁を終わります。2番、加藤つや子さん。

○2番（加藤つや子君） 2番、加藤つや子です。

すみません、10ページの母子衛生費の妊産婦健診の補助金なんですけれども、県外で健診ということで補助をするということでございますが、30万円、何人分見込んでいらっしゃるんですか。

○議長（小澤 仁君） 答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（渡邊浩一君） 現在、この30万円は2名分を見込んでございます。

○議長（小澤 仁君） これで答弁を終わります。

そのほか質疑ありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第43号については委員会付託を省略します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） 討論なしと認めます。

これより議案第43号を採決します。

お諮りします。本案について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小澤 仁君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長（小澤 仁君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

お疲れさまでした。

午前10時59分 散 会